

令和8年度

岩渕国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む）・伐採系・造林）

閱 覧 図 書

閲覧図書内訳

- （1） 入札者注意書
- （2） 請負契約書（案）
- （3） 契約情報の公表様式
- （4） 森林作業道予定線位置図
- （5） 中間土場予定箇所位置図
- （6） 木材搬出道補修箇所位置図

岡山森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

(案)

森林整備事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
岩渕国有林森林整備事業 (間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)	スギ外 1	19.31 ha 記番別作業内訳書のとおり	3,400 m ³ 作業工程別数量内訳書のとおり	請負金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)	岩渕国有林62林班ほ小班外2	岩渕国有林山元土場外

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負代金に10/110を乗じて得た額である。

2 事業場所 別紙図面のとおり

3 事業量 別紙事業内訳書のとおり

4 事業期間

自 契約締結日の翌日

至 令和8年12月10日

5 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第4項
	部分払	月 1回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

6 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	9冊	岡山森林管理署	契約締結日の翌日
植栽器具	アルミ製	2本	岡山森林管理署	契約締結日の翌日
植栽器具	木柄型	1本	岡山森林管理署	契約締結日の翌日
植栽器具	ツルハシ型	1本	岡山森林管理署	契約締結日の翌日

7 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料承認願は事前に提出し、必ず承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり
- (4) その他事項 特記仕様書 別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月8日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岡山県津山市小田中228-1
分任支出負担行為担当官
氏名 岡山森林管理署長 中村 彰男 印

請負者 住所
氏名 印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特記仕様書

- 1 誘導伐（皆伐）内は全木伐倒する。
- 2 誘導伐（間伐）、保育間伐搬出見込地における伐倒木は、材積率27%を上限とする1伐3残又は1伐4残の列状選木とする。
- 3 それ以外の伐倒木については、材積率35%を上限とする定性とし、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置すること。
選木は、残存本数から求められる樹間距離を勘案しつつ、原則として上層木を対象として、次の順序で行う。
 - (1) 悪い木（被害木、あばれ木、二又木、曲り木、片枝木、傾斜木等形質及び成長が劣る木）
 - (2) 並の木（形質及び成長状態に著しい欠点のない平均的な木）
 - (3) 良い木（周囲の木に比べ形質及び成長状態が良い木）
- 4 間伐対象林分内に生育する広葉樹の取扱い
 - (1) 列状にある広葉樹については伐倒する。
 - (2) 点在して生育する広葉樹のうち、形質良好な有用広葉樹は努めて保残し、その他の広葉樹は造林木の生育に支障とならない場合に残存させる。
 - (3) 造林木のない箇所に群状に生育する広葉樹は残存させる。
- 5 区域内外の残存立木の取扱い
伐採・搬出に際して、区域内外の残存立木（下層植生木を含む）に損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の指示に従い、保護の措置を講じなければならない。
- 6 かかり木について
かかり木については適切な方法で処理すること。
やむを得ない理由によりかかり木処理を行うことができない場合は、立ち入り禁止区域の表示等を行うこと。
- 7 森林作業道
 - (1) 路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出すること。
 - (2) 事業終了後の施行状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の借置を講じさせる場合がある。
- 8 ヒノキ材は全量委託販売とし、スギの一般材、その他の材はシステム協定者に販売する予定である。中間土場に運搬する素材については、一般材と低質材に区別し集積すること。なお、システム販売のスギの一般材については、長級毎に材の末口を揃え巻立すること。
- 9 植付作業において、過去の倒木、ササ・シダの繁茂等により植付の支障となる箇所は林地整理を行うこと。
- 10 請負数量の確定
 - (1) 伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
 - (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

- 11 部分払における数量の確定
 - (1) 伐倒数量
面積按分による材積とする。
 - (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量とする。

- 12 法令制限林内の作業
法令制限林内での伐採・搬出等を行う場合は、県知事等に申請届出等が必要であることから、区域外の立木の伐採、搬出のための作業道作設等を行う場合の形質変更については、作業前に監督職員等と十分な打合せを行うこと。

- 13 伐採・集材・搬出に際して、一般通行車両等への危険が予想される区域においては、誘導員を配置するなど一般通行車両等の安全確保に必要な措置を講ずること。
なお、使用した道路等（林道含む）及び土場は、事業完了時までには原状回復を行うこと。
また、機械器具等作業終了後、残置することのないよう留意すること。

- 14 常時流水のある沢等を横断する場合は、汚濁を発生させないように、必要な措置を必ず講ずること。また、事業期間を通じて、濁水防止に十分注意を払うこと。

- 15 積雪が予想される事業地については、早期（積雪前）の作業完了に努めること。

- 16 生産性向上の取組
 - (1) 毎月、「月別工程管理表」を様式1により作成し、翌月10日までに提出すること。
 - (2) 「製品生産事業請負実行管理基準」に定める事業日報は、様式2により作成すること。

- 17 希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に連絡し、その後の対応について協議すること。

- 18 中間土場は、集積した材の盗難防止に必要な措置を行うとともに、事業完了時までには必ず枝条・樹皮の片付けを行うなどの原状回復をすること。

- 19 アフリカ豚熱（ASF）対策
 - (1) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
 - (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、岡山県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

- 20 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

特記仕様書（熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について）

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）または暑さ指数（WBGT値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。

なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員に事業日報及び計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(\%)}$$
 ※補正係数は1.2とする。

特記仕様書（安全確保に資する衛星携帯電話の利用について）

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。
- 4 請負者は、監督職員が3による衛星携帯電話の通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更または利用を中止するものとする。
- 5 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。

なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無 他事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。

なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。

また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

月別工程管理表(主伐・間伐)

令和〇年〇月〇日

森林管理署長 殿

事業体名:	契約事業名: 〇〇〇国有林森林整備事業
	予定生産量: 〇,〇〇〇 m ³
	事業期間: 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

作業工程	使用機械	前月末累計		7月		7月末累計		生産性 A/B (m/人日)
		実行量 (m)	人員数 (人)	実行量 (m)	人員数 (人)	実行量 A(m)	人員数 B(人)	
実働日 (日)		日		日		日		
主 作 業	伐倒 (存置を含めない)	チェーンソー						
		ハーベスタ						
	木寄・集材	グラップル・集材機						
	造材	プロセッサ						
		チェーンソー						
	運材	フォワーダ						
	巻立	グラップル						
主作業計		0	0	0	0	0	0.000	
副 作 業	森林作業道作設(m)							
	トラック運搬							
	検知							
	準備工・踏査							
	搬出道補修							
	機械整備							
	その他(林内)							
	その他(林外)							
副作業計			0.000		0.000		0.000	
合計			0.000		0.000		0.000	
生産性		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		

※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること。)
1H=0.125人工

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

様式2 (素材生産用)

作業日報

[指示・報告・承諾・連絡等記録簿]

日付	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者(現場代理人)氏名						林地保全に関する記録	
監督職員(補助)からの指示事項等 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 確認						1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。(無の場合は2以降の記載は不要) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
監督職員(補助)への報告事項						2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 (原因) (実施年月日) 月 日	
監督職員(補助)との承諾事項等 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 協議						3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 (措置内容) (実施年月日) 月 日	
その他特記事項						※監督職員から指示を受けた措置の内容 (※指示を受けた場合) (指示日) 月 日 (措置内容) (実施年月日) 月 日	

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。)

1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業計	伐倒 間伐 (存置)
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	0.0	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業 計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	0.0
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ	6tトラック 10tトラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐(存置)」に記入すること。

※その他(林内)の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他(林外)の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

様式2 (造林用) ※造林事業がある場合に使用 (防護柵設置・植付等。ただし、存置型間伐は素材生産用を使用すること)

作業日報 [指示・報告・承諾・連絡等記録簿]

記入者 (現場代理人) 氏名

日付 (天候)		月	日 ()	月	日 ()	月	日 ()	月	日 ()
作業場所 (国有林・林小班)									
監督職員 (補助) からの 報告・連絡事項									
監督職員 (補助) に対する 連絡事項									
協議事項									
その他特記事項									
作業内容	作業種								
	出役人員 (人)		人		人		人		人
	出来高	ha							
		m ³							
	m								
	使用機械								

※注) 延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。) ※1H=0.125人工

記 番 別 作 業 内 訳 書

(国有林名) 林小班	作業種	区域 面積 (ha)	控除 面積 (ha)	契約 面積 (ha)	作業予定期間		備考
					自	至	
(岩瀨) 62ほ	誘導伐(皆伐)	11.59	9.81	1.78	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	加茂 担当区
(岩瀨) 62へ	誘導伐(皆伐)	5.26	3.46	1.80	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	〃
(岩瀨) 62ほ	誘導伐(間伐)	11.59	3.75	7.84	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	〃
(岩瀨) 62へ	誘導伐(間伐)	5.26	1.80	3.46	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	〃
(岩瀨) 62と	保育間伐	4.43	0.00	4.43	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	〃
合計				19.31			
内訳	誘導伐(皆伐)	16.85		3.58			
	誘導伐(間伐)	16.85		11.30			
	保育間伐	4.43		4.43			
(岩瀨) 62ほ	植付			1.78	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	加茂 担当区
(岩瀨) 62へ	植付			1.80	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	〃
合計				3.58			
(岩瀨) 62ほ	防護柵新設			1.05 km	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	加茂 担当区
(岩瀨) 62へ	防護柵新設			1.10 km	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	〃
合計				2.15 km			
その他	木材搬出道補修 (不陸整正)			1式	契約締結日の翌日	令和8年12月10日	加茂 担当区

作業工程別数量内訳書

(単位：m³、ha、km、本)

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	全木伐倒		5,212 m ³	
	内訳	誘導伐(皆伐)	2,755 m ³	
		誘導伐(間伐)	2,068 m ³	
		保育間伐	389 m ³	
素材	集造材・運材		3,400 m ³	運材は山元土場までとする。
	内訳	一般材	2,170 m ³	
		低質材	1,230 m ³	
素材	仕訳		1,670 m ³	
素材	トラック運搬		3,400 m ³	
	内訳	一般材 (ヒノキ)	390 m ³	岩渕国有林 山元土場 ～ 津山総合木材市場
		一般材 (ヒノキ)	110 m ³	岩渕国有林 山元土場 ～ 岡山県森林組合連合会津山支所
		一般材 (スギ)	1,670 m ³	岩渕国有林 山元土場 ～ 中間土場(システム販売)
		低質材	1,230 m ³	岩渕国有林 山元土場 ～ 中間土場(システム販売)
造林	植付		3.58 ha	少花粉コンテナ苗 7,272 本
	内訳	スギ	2.46 ha	4,920 本
		ヒノキ	1.12 ha	2,352 本
造林	防護柵新設		2.15 km	シカ用 支柱、立木使用
その他	木材搬出道補修		1式	岩渕林道62林班線:不陸整正(0.31km)

注)端数処理により、合計が一致しない場合がある。

立木資材内訳書

国有林 林小班	伐採種	面積 ha	樹種	本数 本	材積 m ³	備考
岩渕	誘導伐(皆伐)	1.53	スギ	1,767	1,272.36	素材生産見込数量： 1,040 m ³
62ほ		0.25	ヒノキ	375	155.40	素材生産見込数量： 100 m ³
	計	1.78		2,142	1,427.76	
岩渕	誘導伐(皆伐)	0.99	スギ	1,140	823.30	素材生産見込数量： 740 m ³
62へ		0.81	ヒノキ	1,200	503.49	素材生産見込数量： 290 m ³
	計	1.80		2,340	1,326.79	
岩渕	誘導伐(間伐)	4.62	スギ	1,294	918.46	素材生産見込数量： 600 m ³
62ほ		3.22	ヒノキ	1,288	489.44	素材生産見込数量： 240 m ³
	計	7.84		2,582	1,407.90	
岩渕	誘導伐(間伐)	2.87	スギ	804	570.56	素材生産見込数量： 340 m ³
62へ		0.59	ヒノキ	236	89.68	素材生産見込数量： 50 m ³
	計	3.46		1,040	660.24	
岩渕	保育間伐	2.21	スギ	2,323	142.55	伐採率(材積率)： 27 %
62と		2.22	ヒノキ	2,109	246.42	伐採率(材積率)： 27 %
	計	4.43		4,432	388.97	
合計		19.31		12,536	5,211.66	素材生産見込数量 3,400m ³ (内 チップ材 1,230m ³)
内訳	誘導伐(皆伐)	3.58		4,482	2,754.55	
	誘導伐(間伐)	11.30		3,622	2,068.14	
	保育間伐	4.43		4,432	388.97	

採材寸法表

樹種	長級 m	径級 cm	延寸 cm	備考
スギ	3.0~4.0m	10cm~13cm	10cm	直材を原則とする。
スギ	4.0m	14cm以上	10cm	直材を原則とし、3.0mも可とする。
スギ	6.0m	16cm~18cm	10cm	直材を原則とする。
ヒノキ	4.0m	10cm~13cm	10cm	直材を原則とする。
ヒノキ	3.0m	14cm~16cm	10cm	直材を原則とし、4.0mも可とする。
ヒノキ	4.0m	18cm以上	10cm	直材を原則とする。
ヒノキ	6.0m	18cm~22cm	10cm	直材を原則とする。

(注) 市況の動向により採材仕様を変更することがある。

(別紙)

森林作業道作設仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、近畿中国森林管理局管内の地形、地質、土質、気象条件、施工事例等を踏まえて定めたものであり、目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な場所に、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設するものとし、作設に当たっては本仕様書によることとする。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては、当該指針によることを基本とする。

(用語の定義)

第2条 森林作業道とは、間伐等による木材の集材、搬出、主伐後の再生林等の森林整備に継続的に用いられる道である。

(規格構造等)

第3条 林業機械等については、9～13トンクラス（バケット容量0.45m³クラス）以下による6m材の搬出を見込むものとする。

2 幅員は3.0m（急傾斜地は2.5m）とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕として0.5m程度（全余裕幅）を付加することができることとする。

3 縦断勾配は、集材、搬出、苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね10°（18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね14°（25%）程度とする。

4 急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けることとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するものとする。

また、下り走行時の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

5 横断勾配については、原則として水平とする。

(路線設計等)

第4条 路線計画は、次の事項を検討した路線計画図（1/5000の図面）を作成し提出することとする。

なお、路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出することとする。

2 路線選定に当たっては、人家、施設、水源地等の保全施設を確認し、保全対象に直接被害を与える箇所は避け、地形・地質の安定している箇所を通過するとともに、林道等の接続については地形を考慮した接続方法を適切に決定する。

3 やむを得ず急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土を適切に計画し、現

地に適した構造物を設置する。

- 4 線形は、地形に沿わせた屈曲線形、分散排水を考慮した波形勾配とし、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度とする。
- 5 造材、積込み、造材資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の、作業を安全かつ効率的に行うための平地や空間を適切に配置する。
- 6 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。
- 7 小溪流、沢、湧水がみられる箇所において、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しないものとする。
- 8 土構造を基本とすることから、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配とすることにより、こまめな分散排水を行うとともに、排水先については安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）とする。
- 9 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- 10 地下水の湧水、地形的な条件による地表水の局地的な流入、滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適正な形状及び間隔で、側溝や横断排水施設、水たたき等を設置し、排水する。

(法令等の遵守)

第5条 森林作業道の作設に当たり、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

- 2 施工中にやむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

(施工等)

第6条 施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを十分に行い、路体支持力が得られるよう施工する。構造物は地形・地質、土質等の条件から、必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないようにする。

- 2 切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配を、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、直切りする場合は、土質、近傍の施工事例の状況をもとに判断する。

- 3 盛土については、以下の各号に留意して施工することとする。
 - (1) 堅固な路体をつくるため、地山を段切りして複数層に基盤をつくった上で、各層ごとに概ね30cm程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、路体の強度を得るものとする。

なお、緊結度の低い土砂土質の場合は、盛土部分と地山を区分しないで、路体全体について盛土を行う。

(2) のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。

なお、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

(3) 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

4 曲線部については、林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して、曲線部の拡幅を確保する。

5 簡易構造物等については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 安全の確保や路体の維持に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物や2次製品の設置、石積み工法等により施工する。

(2) 締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、深層の深さに応じて、表土の剥ぎ取り（表土ブロック積工）や深層との混ぜ合わせ（天地返し）等の工夫を施すものとする。

6 排水施設については、下以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

(2) 丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

(3) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたき等を設置する。

(4) 小溪流を横断する場合は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。

(5) 排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のあ

る沢等）を決めておき、適した場所がない場合は側溝等により導水するものとする。

7 立木の伐開幅については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、気象条件、土質条件及び風衝等を考慮し、必要最小限とする。

(2) 路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、車両の転落防止のため、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

(その他)

第7条 事業終了時に持続可能な森林作業道の維持管理のため、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の浸食防止処置等を施工する。

なお、谷部等湧水のある箇所に設置した排水溝については原則として開きょとする。

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第1 適用範囲

- (1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- (2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定金額」による単価契約ではなく、概算契約であることから、事業が完成した場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負契約の数量・金額確定通知書により請負金の精算を行う。

請負契約約款第33条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

間接費確定額 = $\frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$

とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

消費税額 = $(\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{10}{100}$ とし、円未満の端数は切捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」及び「請負契約の数量・金額確定通知書」のとおりとする。

第3 部分払

請負契約約款第38条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left\{ \text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計額} \right\} \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第4 事故報告書

標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第5 伐倒

(1) 標準仕様書第27条第1項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第27条第3項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第6 採材

標準仕様書第28条第1項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第7 玉切り

標準仕様書第29条第3項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。ただし、定めのない場合は、延寸は2～5cmとする。

第8 森林作業道

森林作業道の開設は、標準仕様書第31条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

第9 巻立

標準仕様書第33条第1項に定める巻立基準表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。ただし、定めのない場合は、監督職員の指示による。

第 10 トラック運材

標準仕様書第 3 4 条第 2 項における封印は、一般材の生産が多く見込まれる林齢 100 年生未満及び人工林スギ・マツ主体林分、小規模・分散林分の一貫請負契約については省略することとし、素材トラック運搬送状の交付のみとする。

第 11 実行記録写真管理

標準仕様書第 1 3 条の定めによる「製品生産事業請負実行管理基準」の、5 (2) 実行記録写真管理について、記録写真は伐採方法（皆伐、択伐及び間伐）ごとに提出するものとする。

なお、同一伐採方法に複数の国有林がある場合は、代表的な国有林の記録写真を 1 組提出するものとする。

第 12 損害賠償基準

請負契約約款第 6 2 条に定める損害賠償のうち、契約対象物件の損傷で請負者の責に帰すもの（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの）については、次の基準により賠償しなければならない。

(1) 伐倒の拙劣による損害

欠 点 名	損 傷 率
胴 折 れ	90% (立木)
引 抜 け	10% (丸太)
割 れ	10% (丸太)
株 高	10% (立木)

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{損傷率} \times \text{伐倒地点時価} = \text{要賠償金額}$$

(2) 集造材途中に生じた品質低下

欠 点 名	損 傷 率
胴 折 れ	30% (立木)
材 長 不 足	20% (丸太)
割 れ	10% (丸太)

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{損傷率} \times \text{集材地点時価} = \text{要賠償金額}$$

(3) その他の損害で品質低下が 1 本当たり材価の 10% 以上低下すると認められるもの。

欠 点 名

トビ傷等の著しいもの

その他品質におよぼす損傷

上記の損傷を与えた場合は、その損傷を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{材価低下率} \times \text{検収地点時価} = \text{要賠償金額}$$

注1：損害材積とは損傷を受けた丸太の原材積とする。

注2：材価低下率は間込み等により署長等が算定した額とする。

(4) トラック運材中に生じた損傷による損害

① 損傷による損害

品質の低下に関係ある損傷は1本当りの材価が（10%以上）低下する次のものをいい数量は材積（立方 m^3 ）をもって表わす。

イ 折損

ロ 割裂

ハ その他の損傷

賠償額の計算は次式による。

損傷材積×検収地点時価×（材価低下率）＝要賠償金額

注1：損傷材積は損傷を受けた丸太の原材積

注2：検収地点時価は署長等が算定した額とする

② 亡失によるものの損害（本数を伴うもの）

イ 発送にあたって運送品の寄託が、封印により処理されるときは、到着に際しその封印に異状ある場合のみ賠償の対象とし、その額は次式による。

（発送材積－到着材積）×検収地点時価＝要賠償額

注：発送材積は、当該運送品とほぼ同様（樹種、長径級等）の運送品の既往における1車当り運搬実績に基づいて署長等が決定する。ただし、署長等は発送材積の決定にあたって既往の運搬実績に基づくことが不相当と認めるときは、前項にかかわらず寄託物件の樹種、長級、径級および品等別、本数材積について署長等がこれを認定するものとする。

ロ 発送にあたって運送品の寄託が本数または材積を検知して行われる場合は、賠償額の計算は次式による。

亡失材積×検収地点時価＝要賠償額

注1：亡失材積は、発送に当り材積検知を行う場合は、発送材積と到着材積の差とし、発送にあたり本数のみ検知する場合は、（発送本数－到着本数）×1本当り平均材積とする。

注2：1本当り平均材積は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績に基づいて甲が決定する。ただし、署長等は1本当りの平均材積の決定にあたり既往の運搬実績に基づくことが不相当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

注3：検収地点時価は亡失数量の樹種、長級、径級および品等が明らかな場合は、それに基づいて署長等が算定し、樹種、長級、径級および品等が明らかでない場合には、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績により署長等が決定するところによる。ただし、署長等は検収地点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが不相当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

植付仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

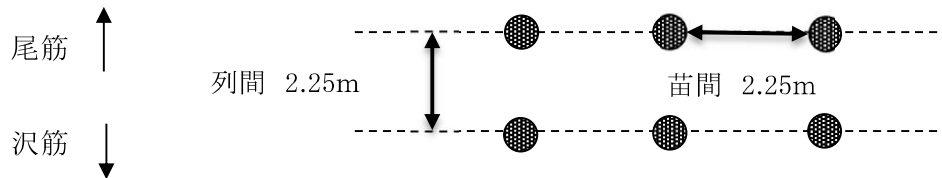
1 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha 当たりの植付本数(本/ha)
少花粉スギ	2,000本
少花粉ヒノキ	2,100本

2 植付は等高線方向に沿って行う。

3 植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は「2,000本植区2.25m」「2,100本植区2.20m」とする。ただし、この目安により難しい場合は、現地の状況に応じて定める。

図(平面図)【例 2,000本/ha】



(苗木の管理)

4 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。ただし、苗木が蒸れ過ぎないように必要な措置を講ずること。

(植付要領)

5 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間の印を付したものを)を用いて植付地点を決定する。

6 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。

7 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5~6cm、深さ約15~16cmの植穴をつくる。

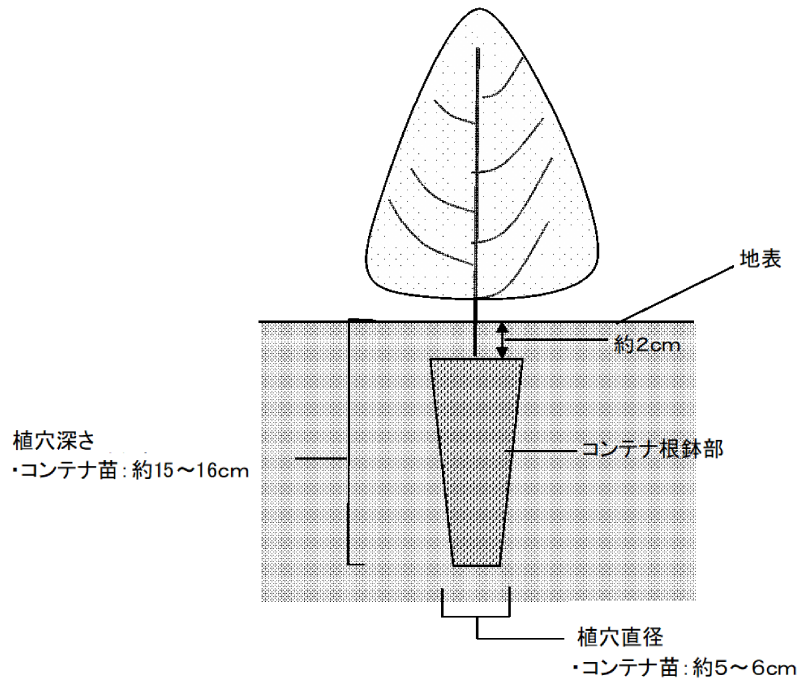
8 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)

9 土の寄せかけは、根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面となるようにするとともに、根鉢と植穴との間に空隙がない状態にすること。

10 踏付けは、簡単に抜けることが無いよう、適度に体重をかけて押さえ、苗木を安定させる。(根鉢を潰さないように留意すること。)

(苗木の管理・取扱)

- 11 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 12 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗長	根元径	根鉢部	数量
少花粉スギ	35cm上	4.0mm上	150cc	4,920本
少花粉ヒノキ	30cm上	3.5mm上	150cc	2,352本

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
また、適潤であること。
- (4) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (5) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (6) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)

(ネット下部の固定)

- 6 ネットと地面との隙間をつくらぬよう、アンカーでネットの下部や押さえロープを固定する。
- 7 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 8 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 9 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 10 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(スカートネット)

- 11 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、アンカーで固定する。(別図3)

(出入口)

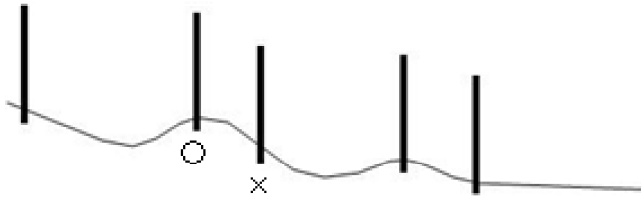
- 12 出入口は、監督職員と相談のうえ適宜設置すること。

(その他)

- 13 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

(別図1)

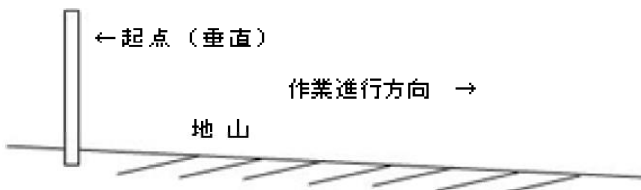
支柱の設置箇所



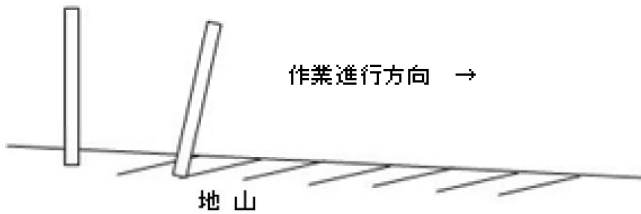
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

(支柱の間隔は約3m)

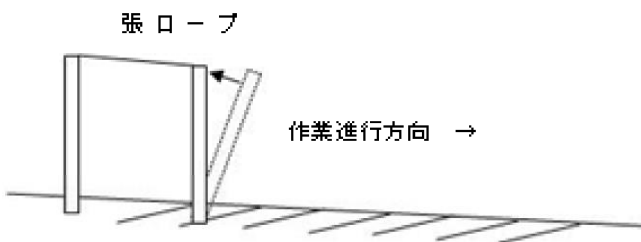
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



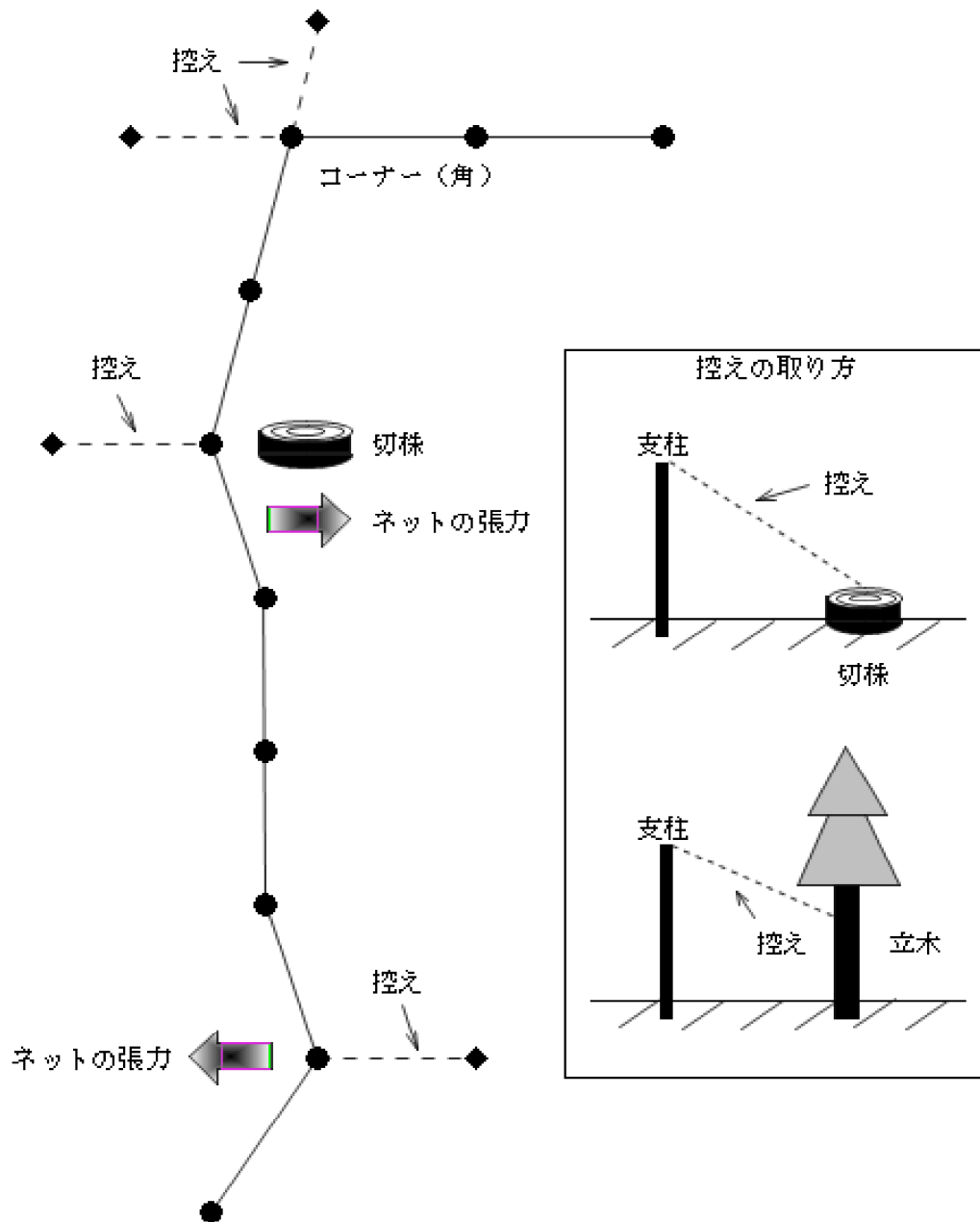
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

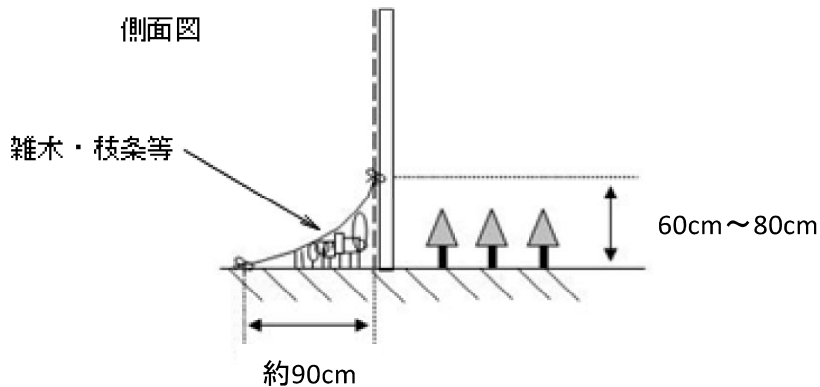
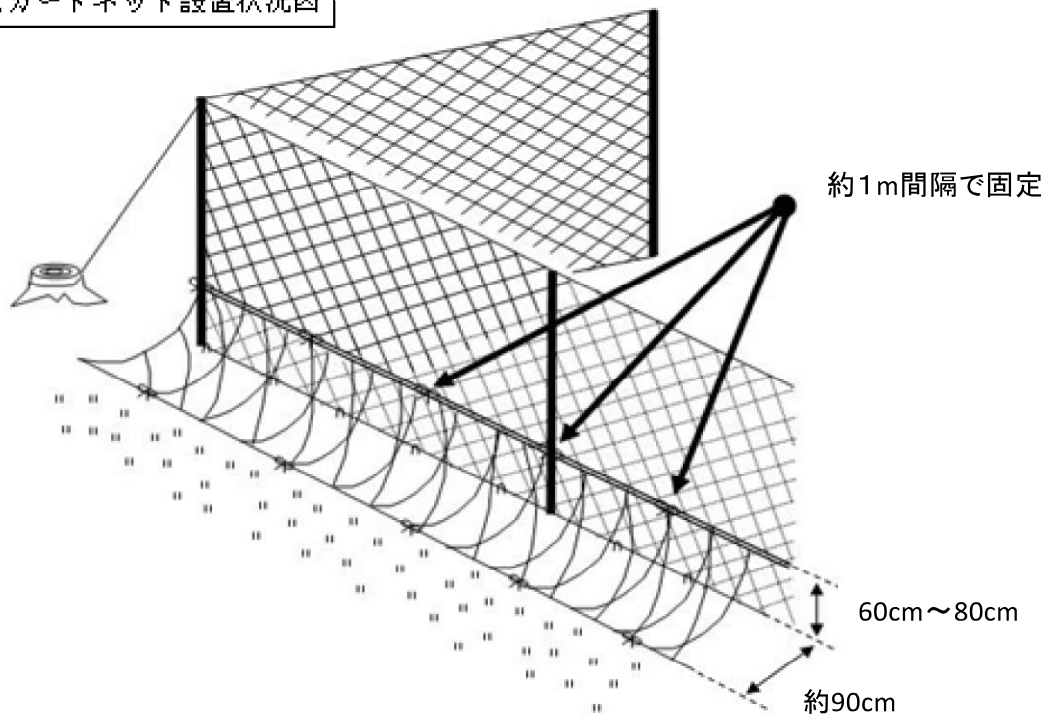
(別図 2)

控えロープの設置方法



(別図3)

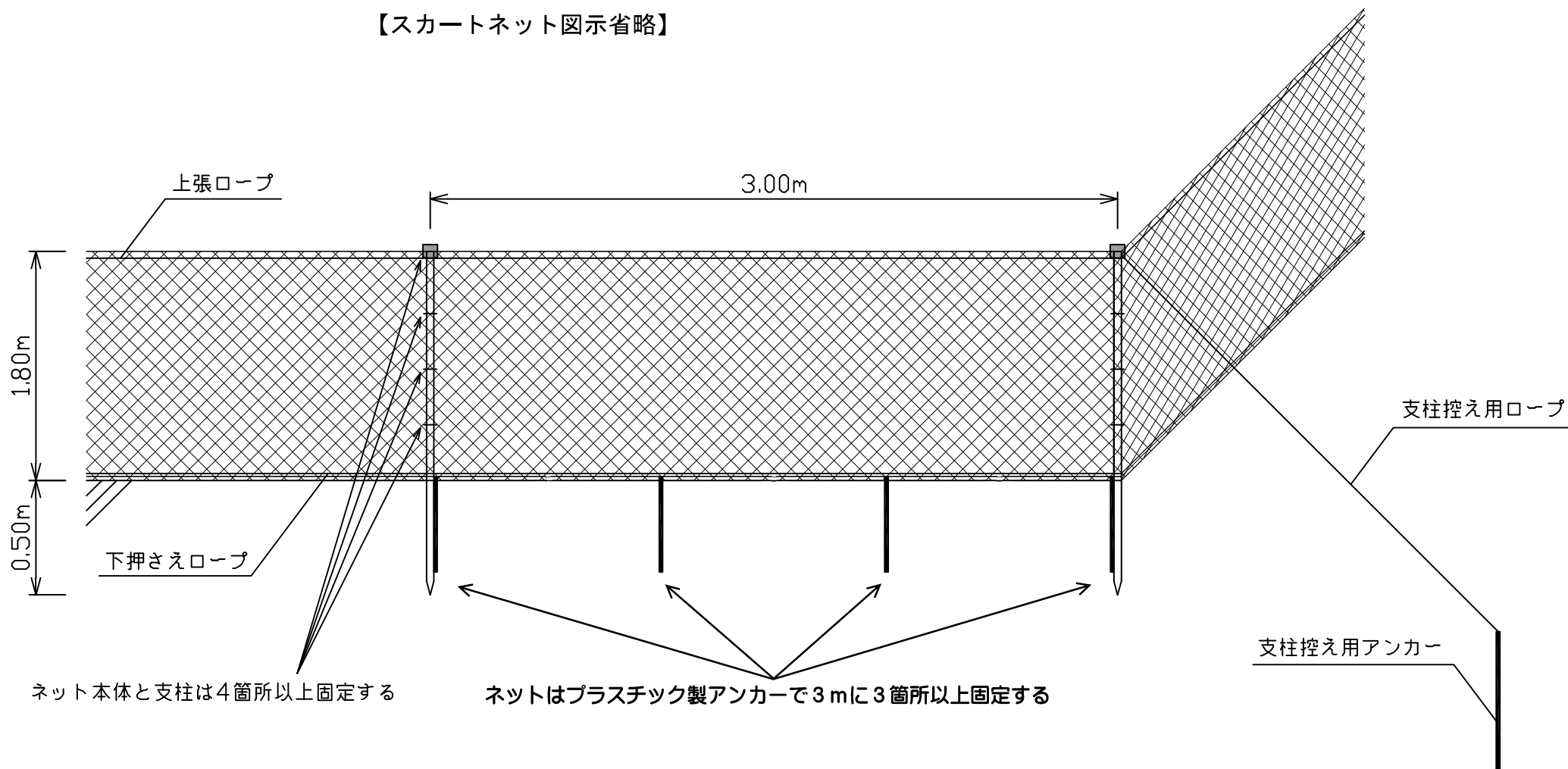
スカートネット設置状況図



- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約60~80cm部に、約1m間隔で結束バンドにより固定する。
下部は防護柵から約90cm離して約1m間隔でプラスチックアンカーにより、隙間ができないように、周囲の根株等に固定する。
- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

防護柵設置図（人工支柱）

【スカートネット図示省略】



防護柵設置仕様書（立木支柱）

（作業順序）

- 1 防護柵設置仕様書（人工支柱）の作業順序と同様とする。

（立木支柱の使用）

- 2 植付区域に隣接する国有林内の生立木で、胸高直径が10cm以上の立木を防護柵支柱として使用する。
- 3 立木支柱と立木支柱の間隔は6 m未満とする。
支柱の間隔が6 m以上となる場合は、その間に人工支柱を設置する。その場合各支柱間の間隔が3 m程度以下になるよう人工支柱を配置する。
- 4 立木支柱とネット上張りロープとの連結は「巻き結び」によること。
- 5 ネット中段をロープでくくり付け、立木に固定すること。
- 6 地形に凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分にある立木を支柱として選択すること。（防護柵設置仕様書（人工支柱）別図1参照）
- 7 立木支柱間に人工支柱を設置するときは、作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で人工支柱を垂直に固定する。
また、必要に応じて控えロープにより人工支柱の安定を図る。（防護柵設置仕様書（人工支柱）別図1及び別図2参照）

（ネット下部の固定）

- 8 防護柵設置仕様書（人工支柱）のネット下部の固定と同様とする。

（ネットの張り具合）

- 9 防護柵設置仕様書（人工支柱）のネットの張り具合と同様とする。

（スカートネット）

- 10 防護柵設置仕様書（人工支柱）のスカートネットの張り具合と同様とする。

（出入口）

- 11 防護柵設置仕様書（人工支柱）の出入口と同様とする。

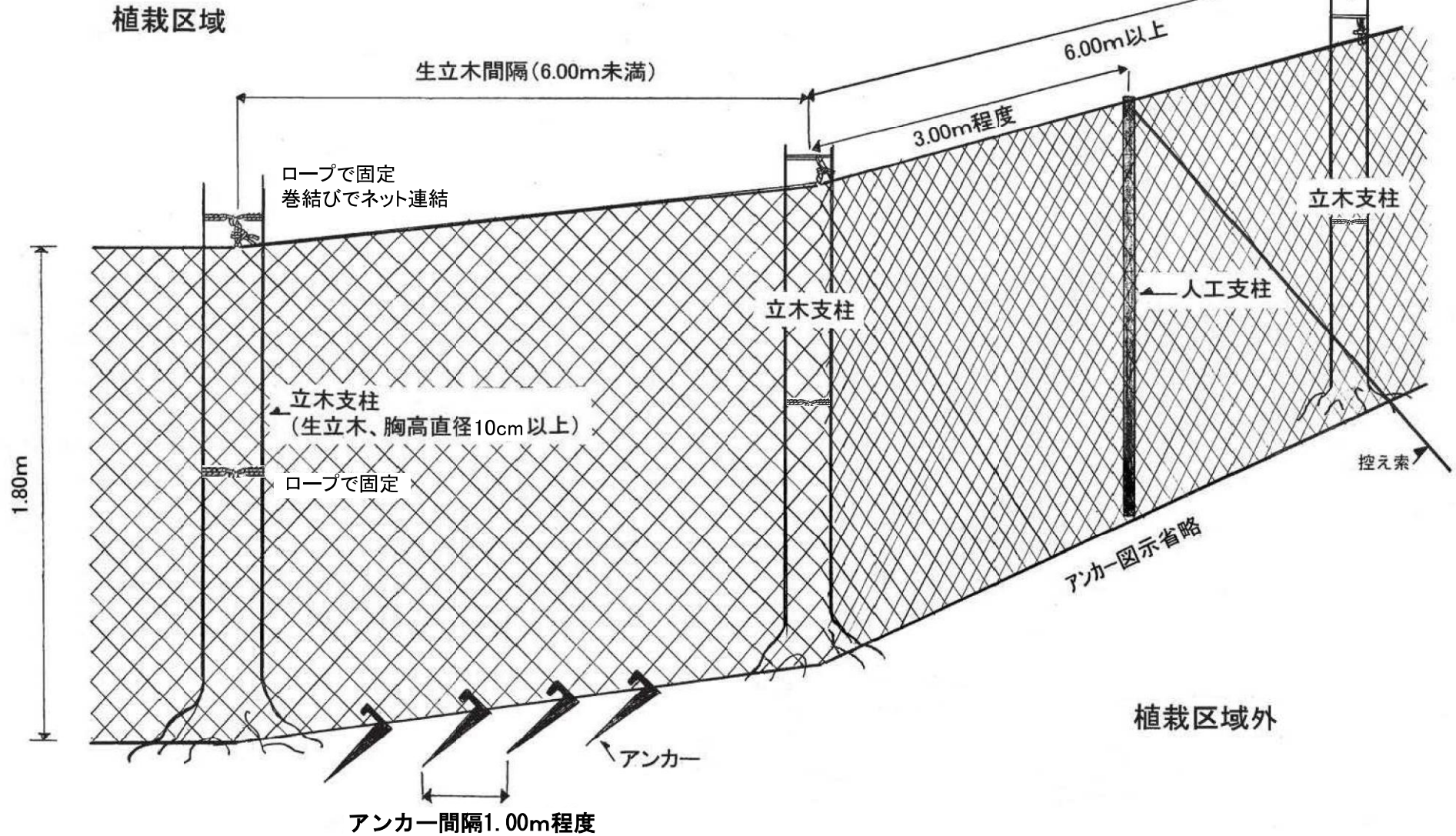
（その他）

- 12 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置図（立木支柱）

【スカートネット図示省略】

生立木間隔が6.00m以上となる場合は、人工支柱を生立木間に立て支柱間隔を3.00m程度以内とすること。



防護柵購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

なお、事業完了時資材が余った場合は、すべて国に帰属するものとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止ネット	100mm目合 高さ1.8m×50m以上 PE400D/60本 ステンレス 0.19×8本 同等かそれ以上	43巻 (2,150m)	
ネット用 上張りロープ	PE φ8mm×55m 同等かそれ以上	43巻 (2,365m)	
ネット用 下張りロープ	PE φ6mm×55m 同等かそれ以上	43巻 (2,365m)	
立木くくり付けロープ	PE φ6mm×55m 同等かそれ以上	33巻 (1,815m)	
セパレート式支柱 上部	FRP製 又は 鉄製 φ33mm×1.8m 程度 同等かそれ以上	342本	
セパレート式支柱 基礎部	FRP製 又は 鉄製 φ25mm×1.0m 程度 同等かそれ以上	342本	
沈下防止資材	セパレート型支柱用ワッシャ 同等かそれ以上	342個	
支柱キャップ	上張りロープにゆるみが生じないように 支柱先端に固定出来るもの	342個	支柱が対応して いれば不要
プラスチック製 アンカー	L=400mm以上 (劣化しにくいもの) 同等かそれ以上	4,300本	
スカートネット	PE 50mm目合 1.35m×50m 同等かそれ以上	43巻 (2,150m)	
スカートネット用 上下ロープ	PE φ4mm×55m 同等かそれ以上	86巻 (4,730m)	
支柱控え用ロープ	PE φ6mm×55m 同等かそれ以上	10巻 (550m)	
支柱控え用アンカー	鉄製アンカー φ10mm×600mm 同等かそれ以上	96本	
結束バンド	耐候性 200mm以上 100本入 同等かそれ以上	36袋	

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。

3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

5. 指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等の写しを監督職員に必ず提出すること。

6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

岩渕国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)
 植付防護柵箇所位置図
 岩渕国有林62ほ小班外1



作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62ほ
樹種	スギ
面積	0.60ha
本数	1200本
凡例	

作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62ほ
樹種	ヒノキ
面積	0.20ha
本数	420本
凡例	

作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62ほ
樹種	ヒノキ
面積	0.17ha
本数	357本
凡例	

作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62ほ
樹種	スギ
面積	0.81ha
本数	1,620本
凡例	

作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62へ
樹種	スギ
面積	0.82ha
本数	1640本
凡例	

作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62へ
樹種	スギ
面積	0.23ha
本数	460本
凡例	

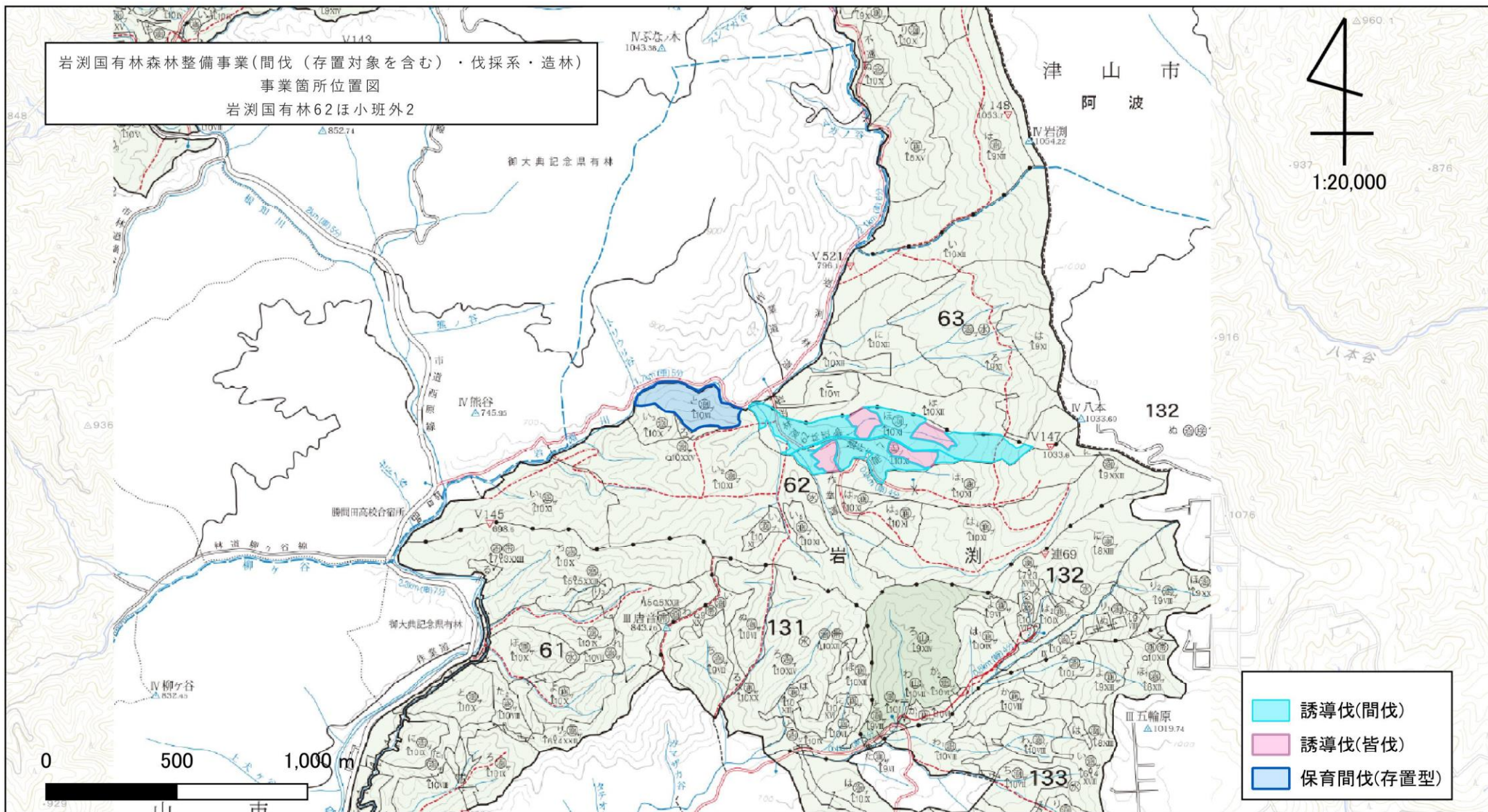
作業種	植付(新植)
国有林	岩渕
林小班	62へ
樹種	ヒノキ
面積	0.75ha
本数	1,575本
凡例	

作業種	防護柵新設(立木支柱)	
林小班	62ほ	62へ
距離	0.80km	1.03km
凡例		

作業種	防護柵新設(人工支柱)	
林小班	62ほ	62へ
距離	0.25km	0.07km
凡例		

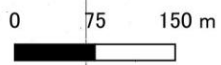
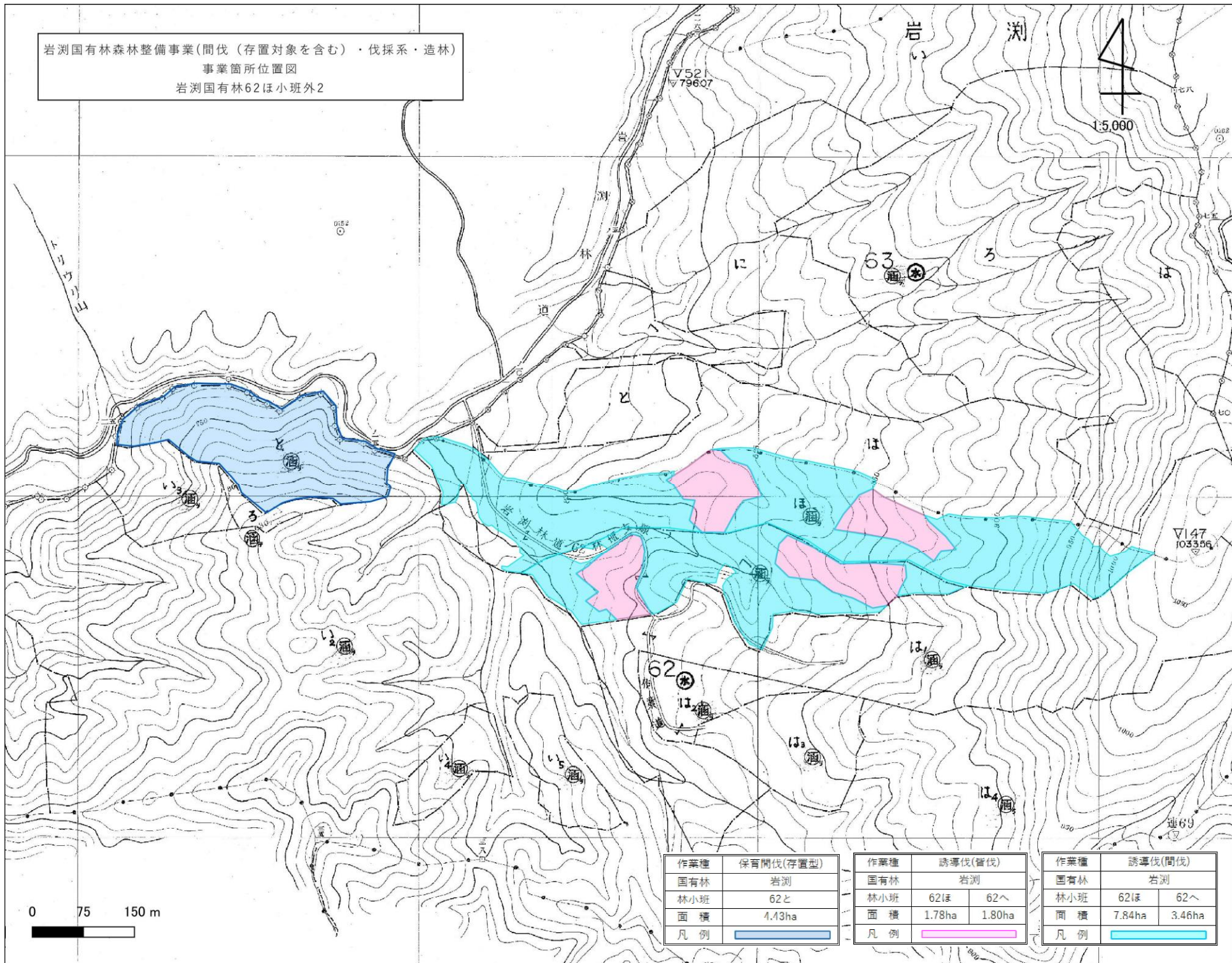


岩瀨国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)
事業箇所位置図
岩瀨国有林62ほ小班外2



- 誘導伐(間伐)
- 誘導伐(皆伐)
- 保育間伐(存置型)

岩洲国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)
事業箇所位置図
岩洲国有林62ほ小班外2



作業種	保育間伐(存置型)
国有林	岩洲
林小班	62と
面積	4.13ha
凡例	

作業種	誘導伐(皆伐)	
国有林	岩洲	
林小班	62ほ	62へ
面積	1.78ha	1.80ha
凡例		

作業種	誘導伐(間伐)	
国有林	岩洲	
林小班	62ほ	62へ
面積	7.84ha	3.46ha
凡例		

契約情報の公表様式

令和8年度 請負事業の作業条件表(素材生産)

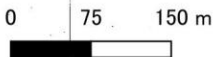
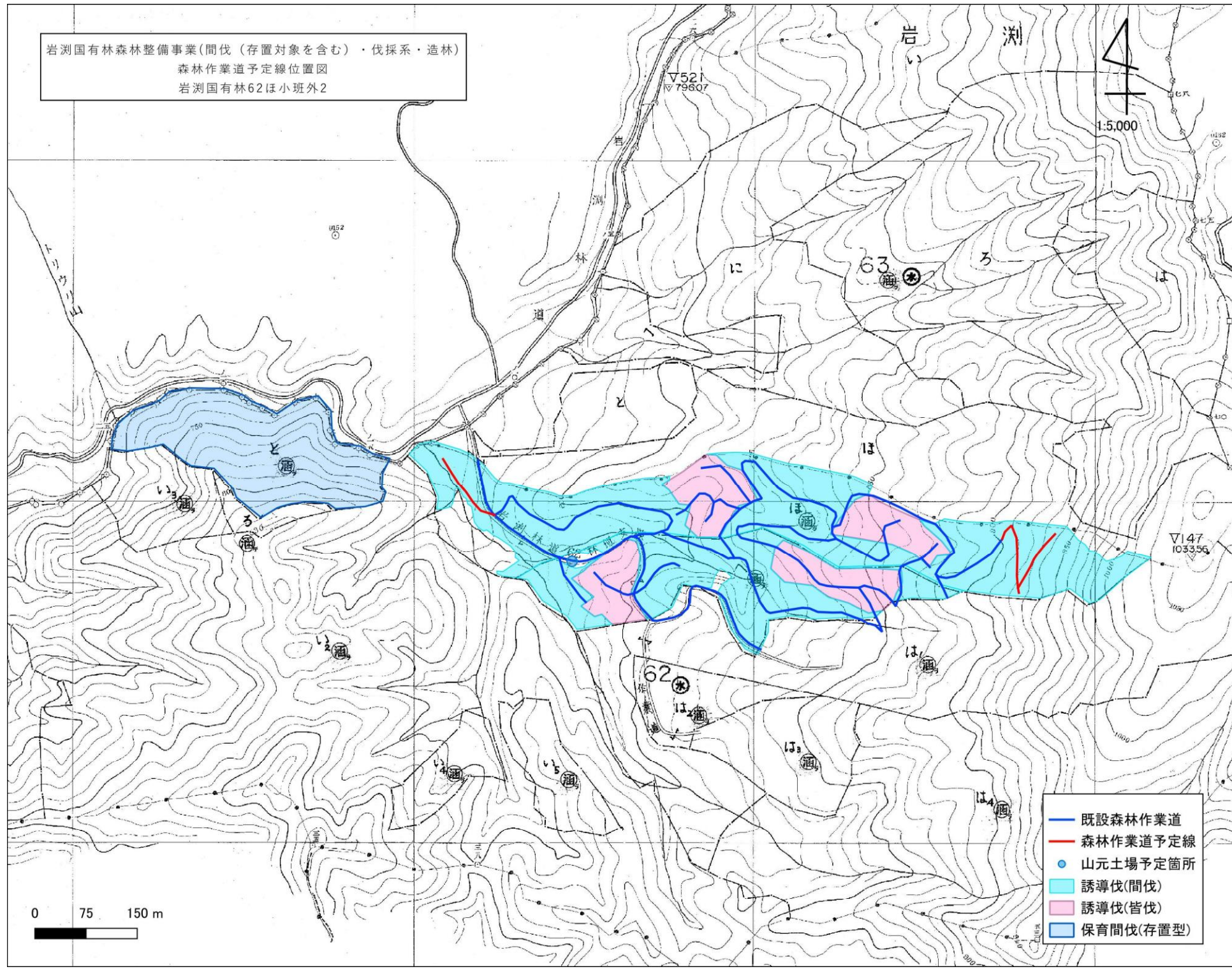
事業名: 岩瀬国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)

岡山森林管理署

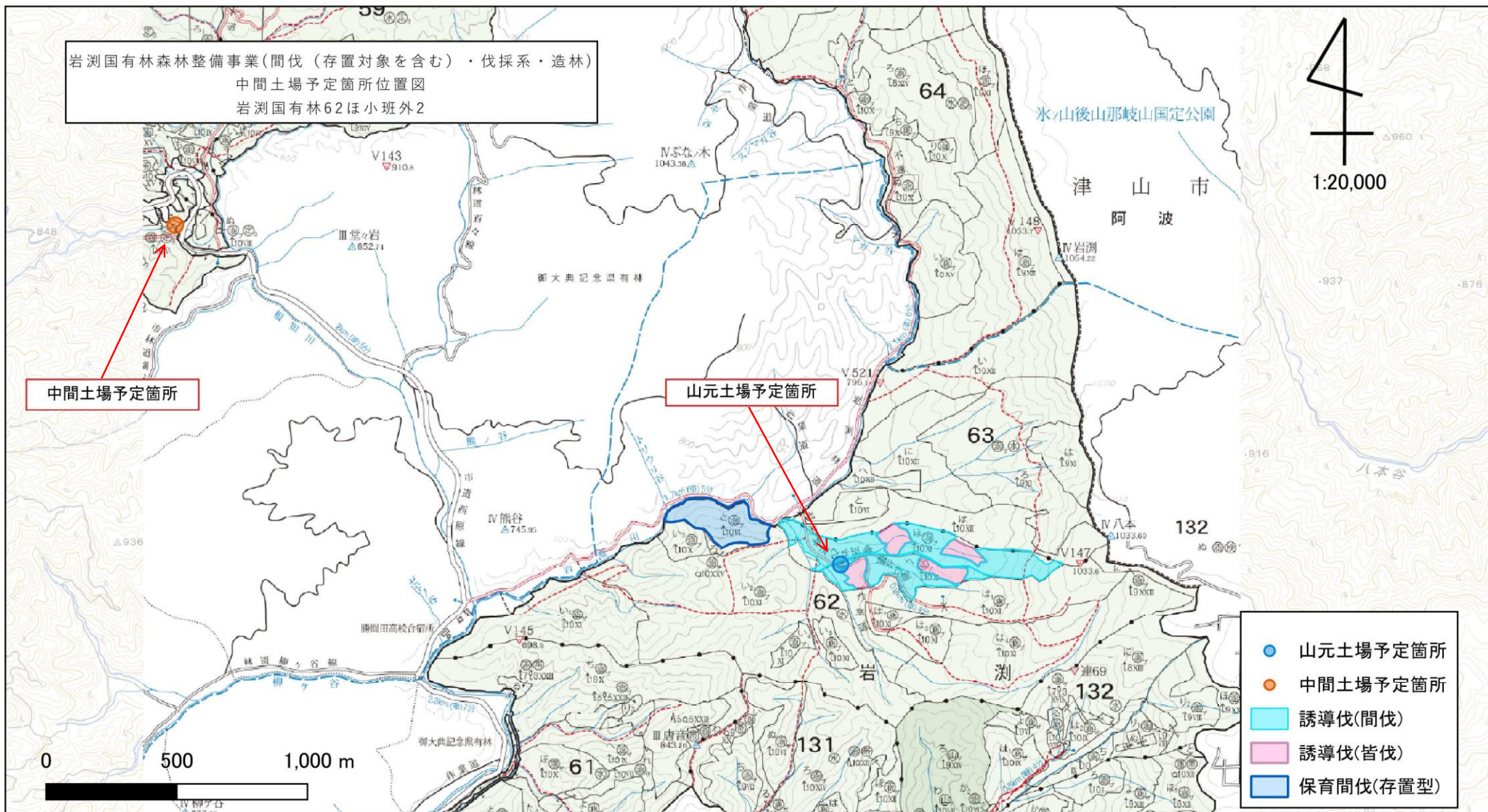
作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件			作業条件							
					傾斜	地表植生	平均胸高直径	伐倒	集材	造材	平均立木材積	運材	トラック運搬		
													運搬区間	トラックt数	運搬距離(片道)
誘導伐(皆伐)	岩瀬	62ほ	1.78ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	中	密	スギ・ヒノキ 27cm	チェーンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.67m ³	フォワーダ	山元土場～津山綜合木材市場	8t	39.1km
保護伐(皆伐)	岩瀬	62へ	1.80ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	中	密	スギ・ヒノキ 27cm	チェーンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.57m ³	フォワーダ	山元土場～岡山県森林組合連合会津山支所	8t	37.2km
小計			3.58ha										山元土場～中間土場	8t	4.2km
皆伐計			3.58ha												
誘導伐(間伐)	岩瀬	62ほ	7.84ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	中	密	スギ・ヒノキ 28cm	チェーンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.55m ³	フォワーダ			
誘導伐(間伐)	岩瀬	62へ	3.46ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	中	密	スギ・ヒノキ 28cm	チェーンソー	スイングヤーダ(ウインチ使用)	プロセッサ	0.63m ³	フォワーダ			
小計			11.30ha												
保育間伐(存置型)	岩瀬	62と	4.43ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	急	密	スギ・ヒノキ 10cm	チェーンソー	—	—	—	—			
小計			15.73ha												
間伐計			15.73ha												
合計			19.31ha												

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離(往復・Km)	通勤時間(往復・分)	通勤起点	備考
植付	岩瀬	62ほ	1.78ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	易80%、中20%	人力	37.4	62	津山市加茂支所	スギ(少花粉コンテナ苗) ヒノキ(少花粉コンテナ苗)
植付	岩瀬	62へ	1.80ha	契約締結の翌日～令和8年12月10日	易80%、中20%	人力	37.4	62	津山市加茂支所	スギ(少花粉コンテナ苗) ヒノキ(少花粉コンテナ苗)
合計			3.58ha							
防護柵新設	岩瀬	62ほ	1.05 km	契約締結の翌日～令和8年12月10日	易87%、中13%	人力	37.4	62	津山市加茂支所	シカ用 支柱、立木使用
防護柵新設	岩瀬	62へ	1.10 km	契約締結の翌日～令和8年12月10日	易65%、中35%	人力	37.4	62	津山市加茂支所	シカ用 支柱、立木使用
合計			2.15 km							

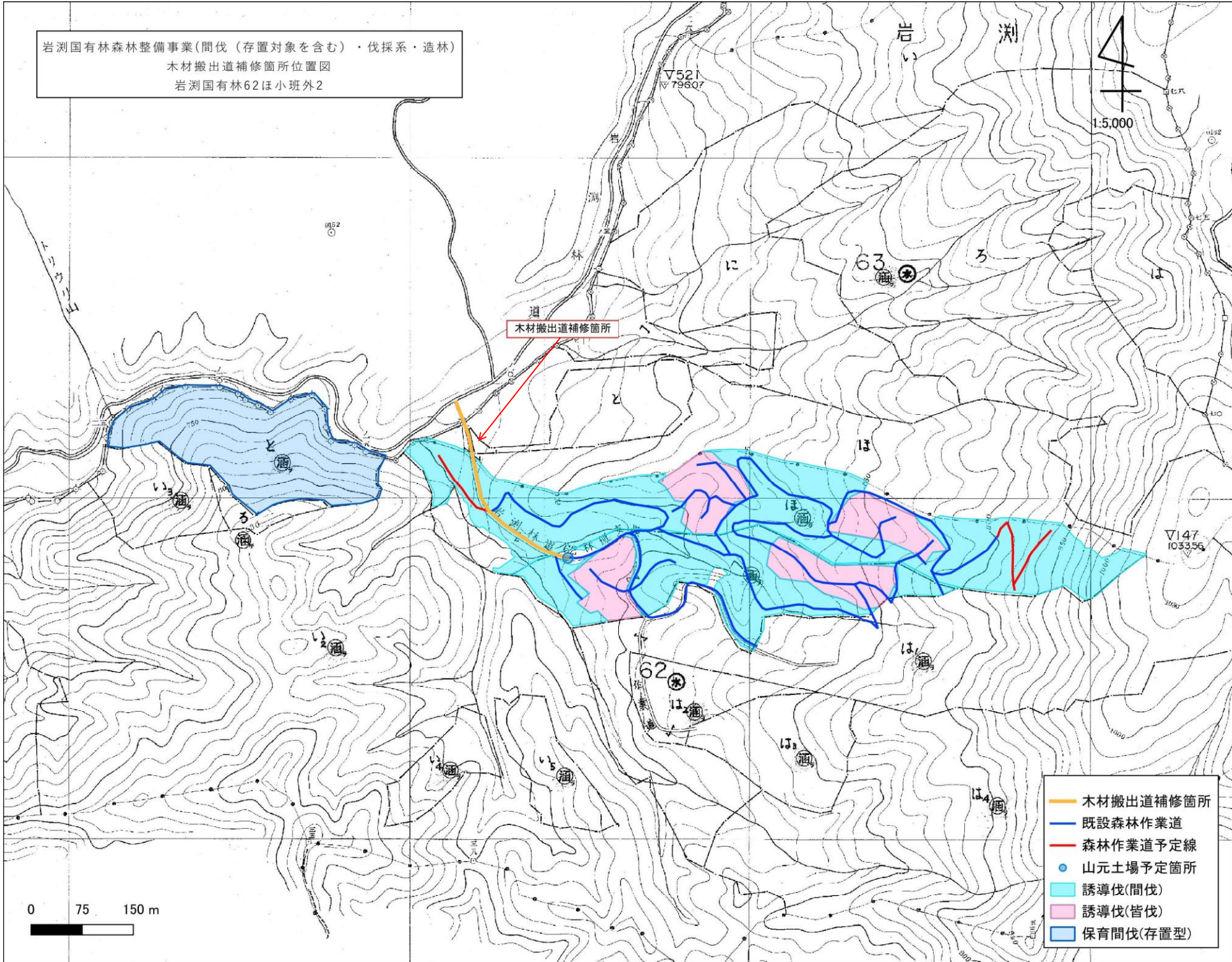
岩淵国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)
 森林作業道予定線位置図
 岩淵国有林62ほ小班外2



- 既設森林作業道
- 森林作業道予定線
- 山元土場予定箇所
- 誘導伐(間伐)
- 誘導伐(皆伐)
- 保育間伐(存置型)



岩淵国有林森林整備事業(間伐(存置対象を含む)・伐採系・造林)
 木材搬出道補修箇所位置図
 岩淵国有林62ほ小班外2



- 木材搬出道補修箇所
- 既設森林作業道
- 森林作業道予定線
- 山元土場予定箇所
- 誘導伐(間伐)
- 誘導伐(皆伐)
- 保育間伐(存置型)

0 75 150 m